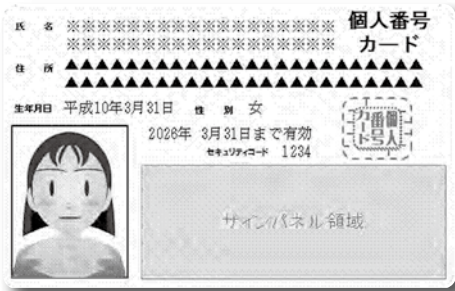


申請により取得できる「個人番号カード」とは



個人番号カードのイメージ (表)



個人番号カードのイメージ (裏)

- ・通知カードと一緒に送付される交付申請書に写真を添え、地方公共団体情報システム機構へ送付します。
- ・スマートフォンやご自宅のパソコンからでも申請ができますので、同封の申請要領をよくお読みください。
- ・カードは平成28年1月以降、役場の窓口にて通知カードと引き換えに交付されます。
- ・カードの表面に、氏名、住所、生年月日、性別、顔写真が掲載され、裏面にICチップがつけられ個人番号が記載されます。
- ・本人確認のための身分証明書として利用できます。また、マイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な場面ではこれ1枚で済む唯一のカードです。
- ・イタックス等の電子申請が行える電子証明書も搭載され、また、平成29年1月開始予定のマイナポータルへのログインや各種行政のオンライン申請に利用できます。
- ・カードの有効期限は、20歳以上の方は10年、20歳未満の方は5年です。
- ・カードの取得日以降、引っ越しなどで住所が変わるときは、住所変更手続きの際に個人番号カードが必要となりますので、紛失しないよう大切に保管してください。
- ・初回の交付は無料ですが、紛失等で再交付を受けるためには手数料(800円)が必要です。

※住民基本台帳カード

平成28年1月以降、申請に基づき個人番号カードが交付されるため、住民基本台帳カード(住基カード)は平成27年12月で交付が終了します。お持ちの住基カードは、カードに記載のある有効期限まで利用できますが、平成28年1月以降、個人番号カードを取得する際には住基カードを返納してください。

マイナンバー制度に関するお問い合わせは

050-20-0178 [全国共通ナビダイヤル]
(平日9:30~17:30 土日祝日・年末年始を除く)

■お問い合わせ 総務課 戸籍住基班

☎0820(74)1010



国勢調査 2015

▶インターネットでの回答期限は
9月20日(日)までです。

お配りしている青い封筒の中にある利用者情報と操作ガイドをご覧ください、パソコンやスマートフォンで回答してください。

▶インターネットで回答されない方は、
9月下旬にお配りする調査票に記入してください。

ご記入いただいた調査表は、10月1日(木)~10月7日(水)の間に調査員へお渡しいただくか、郵送にて提出してください。

■問い合わせ 政策企画課 ☎0820(74)1007